# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
5	国民健康保険に関する事務	基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

国民健康保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報 保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

大阪府堺市長

### 公表日

令和6年1月29日

[平成31年1月 様式2]

#### 関連情報 T

#### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 国民健康保険に関する事務 【業務全体の概要】 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び堺市国民健康保険条例に基 づき、以下の事務を行う。 1 国民健康保険被保険者資格及び国民健康保険料の賦課に関する事務 ①資格管理を行い、被保険者証、高齢受給者証等を交付する。 ②所得情報等により年間保険料の算出を行う。 2 国民健康保険被保険者への保険給付の支給に関する事務 ①各種給付申請を受け付け、審査・支払業務を行う。 療養費、移送費等の支給 ・高額療養費の算定基準額の認定及び支給 ・入院時食事療養費、入院時生活療養費の支給 出産育児一時金の支給 葬祭費の支給 ・一部負担金の減免申請による審査・決定 ・保険給付と損害賠償請求権の調整に関する事務 ②各種証明書·受診券 •限度額認定、標準負担額減額認定及び証の交付 ・特定疾病療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付 ・人間ドックに関する事務 ③レセプト管理・医療費通知作成 ・大阪府国民健康保険団体連合会から受けた診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)データの チェック及び再審査の申出依頼 ・医療費通知に関する事務 ④高額介護合算療養費の支給 ⑤国保資格・給付情報の照会・提供 <中間サーバー> ・情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報につい て情報連携を行うことが必要である。また、この情報提供ネットワークシステムにおいては、各機関は特 定個人情報を分散管理することとされていることから、情報提供のために既存システムのデータベース を他情報保有機関から直接参照することは、セキュリティ上好ましくない。各情報保有機関は情報提供 ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サー バーを設置することとする。 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、統合利用番号連携サーバ等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保 有する特定個人情報の照会と提供等の機能を実現するもので、本市においても、この機能を利用し、他 ②事務の概要 の団体との情報提供、入手に係る業務を実施する。 ・中間サーバーは、地方公共団体情報システム機構が設置するものを共同利用する。 <平成30年4月からの国民健康保険制度改革(以下、「国保広域化」という。)に伴う事務の概要> ①資格継続業務 ・国民健康保険の被保険者資格が都道府県単位で管理されることとなるため、被保険者について、 本市で事務を行う対象期間を適用開始日と適用終了日で管理する。 ②高額該当回数の引き継ぎ業務 ・被保険者資格は都道府県単位で管理されるため、対象世帯について、高額療養費に係る高額該当 回数を引き継ぐ。 <令和3年3月からのオンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機 関別符号 の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)の概要> 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオ ンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同し て「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または 提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬 支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国 民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に 係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支 払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」

共同して行う。

という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を

	①医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。②機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	①国民健康保険システム ②共通基盤システム ③統合利用番号連携サーバー ④中間サーバ ⑤保険年金共通システム ⑥国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会(大阪府では、大阪府国民健康保険団体連合会)に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。 ⑦医療保険者等向け中間サーバー等

### 2. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項					
4. 情報提供ネットワークシ	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>1)実施する</li><li>2)実施しない</li><li>3)未定</li></ul>					
②注会上の規拠	<照会の根拠>					

#### ②法令上の根拠

〜照云の依拠ノ ・番号法第19条第8号別表第2

番号法第9条第1項 別表第一の30の項

- 42、43、44、45の項
- ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条
- <オンライン資格確認の準備業務>
- ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)
  - ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

#### 5. 評価実施機関における担当部署

O. III MANUE (ME (MI) 1 - 0017 O					
①部署	健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課				
②所属長の役職名	国民健康保険課長				

#### 6. 他の評価実施機関

\_

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

堺市市長公室広報戦略部市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7439

### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

堺市役所 健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7522

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 30万人以上		]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か		4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和5年	4月1日 時点				
3. 重大事	蚊						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評	価書の種類		1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[ 基礎項目評価	3) 基礎項目評価書及び全項目評価書									
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関に	こついては、それぞれ重	点項目評	評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載						
2. 特定個人情報の入手(†	青報提	供ネットワークシステム	ムを通じ	こた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
3. 特定個人情報の使用										
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十分か	[	特に力を入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	特に力を入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱し	ハの委託		[ ]委託しない						
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
5. 特定個人情報の提供・移転	k(委託·	や情報提供ネットワーク	システム							
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	特に力を入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
6. 情報提供ネットワークシ	ステム	との接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	特に力を入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	特に力を入れている	]	く選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
7. 特定個人情報の保管・2	肖去									
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	特に力を入れている	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
8. 監査										
実施の有無	[ 0 ]	〕自己点検	[ 0 ]	] 内部監査 [〇] 外部監査						
9. 従業者に対する教育・唇	発									
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない						

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	I 1 ②事務の概要	【業務全体の概要】 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第 192号)、行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律(平成2 5年5月31日法律第27号。以下「番号法」とい う。)及び堺市国民健康保険条例に基づき、以 下の事務を行う。	【業務全体の概要】 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)及び堺市国民 健康保険条例に基づき、以下の事務を行う。	事後	表現整理
平成28年10月7日	Ⅱ 2 特定個人情報ファイル取 扱者数は500人以上か	500人以上	500人未満	事後	取扱者数の再調査を実施
平成28年10月7日	Ⅱ 1 いつの時点計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	時点修正
平成28年10月7日	Ⅱ 2 いつの時点計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	時点修正
平成28年12月28日	I 1 ②事務の概要	右記を追加	< 平成30年4月からの国民健康保険制度改革 (以下、「国保広域化」という。)に伴う事務の概要> ①資格継続業務 ・国民健康保険の被保険者資格が都道府県 単位で管理されることとなるため、被保険者に ついて、本市で事務を行う対象期間を適用開始 日と適用終了日で管理する。 ②高額該当回数の引き継ぎ業務 ・被保険者資格は都道府県単位で管理され るため、対象世帯について、高額療養費に係る 高額該当回数を引き継ぐ。	事前	国民健康保険制度改革に伴う 追加であり、重要な変更にあ たる。
平成28年12月28日	I 1 ③システムの名称	①国民健康保険システム ②保険年金共通システム ③共通基盤システム ④統合利用番号連携サーバー ⑤中間サーバー	①国民健康保険システム ②共通基盤システム ③統合利用番号連携サーバー ④中間サーバ ⑤保険年金共通システム	事後	全項目評価書にシステムの掲 載順を合わせるもので、重要 な変更にあたらない。
平成28年12月28日	I 1 ③システムの名称	右記を追加	⑥次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会(大阪府では、大阪府国民健康保険団体連合会)に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	国民健康保険制度改革に伴う 追加であり、重要な変更にあ たる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	I 3 法令上の根拠	·番号法第9条(利用範囲)第1項別表第1第30項	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第24条	事後	適用条項を整理したものであ り、重要な変更にあたらない。
平成28年12月28日	I 4 ②法令上の根拠	提供の根拠 番号法第19条第7号別表第2 1、2、3、4,5、17、26、30、33、39、42、 58、62、80、87、93、106の項	提供の根拠 番号法第19条第7号別表第2 1、2、3、4,5、9、12、15、17、22、26、2 7、30、33、39、42、43、46、58、62、78、 80、81、87、88、93、95、97、106、109、 120の項	事後	適用条項を整理したものであ り、重要な変更にあたらない。
平成28年12月28日	I 8 連絡先	市民生活部	生活福祉部	事後	部署名に関する誤記の修正で あり、重要な変更にあたらな い。
平成29年10月6日	I 4 ②法令上の根拠	提供の根拠 番号法第19条第7号別表第2 1、2、3、4,5、9、12、15、17、22、26、2 7、30、33、39、42、43、46、58、62、78、 80、81、87、88、93、95、97、106、109、 120の項 照会の根拠 番号法第19条第7号別表第2 42、43、44、45の項	提供の根拠 ・番号法第19条第7号別表第2 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、2 6、27、30、33、39、42、43、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、1 09、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2 照会の根拠 ・番号法第19条第7号別表第2 42、43、44、45の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、第25条の2、第26条	事後	適用条項を整理したものであ り、重要な変更にあたらない。
平成29年10月6日	I 5 ②所属長	堀井 清司	矢田 潤一	事後	人事異動による修正であり、 重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月6日	Ⅱ 1 いつの時点計数か	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	しきい値判断の時点の修正で あり、重要な変更にあたらな い。
平成29年10月6日	Ⅱ 2 いつの時点計数か	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	しきい値判断の時点の修正で あり、重要な変更にあたらな い。
平成30年4月1日	I 4 ②法令上の根拠	提供の根拠 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令の適用条項	第22条の2 第24条の2 第31条の2 を追加	事後	適用条項を整理したものであ り、重要な変更にあたらない。
平成30年4月1日	Ⅱ 1 いつの時点計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	しきい値判断の時点の修正で あり、重要な変更にあたらな い。
平成30年4月1日	Ⅱ 2 いつの時点計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	しきい値判断の時点の修正で あり、重要な変更にあたらな い。
平成30年8月27日	I 基本情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ② 所属長	矢田 潤一	国民健康保険課長	事後	様式変更に伴う所要の変更
	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保 護評価書の種類		基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	新設
平成31年4月1日	IV 2. 特定個人情報の入手		十分である	事後	新設
	IV 3. 特定個人情報の使用		特に力を入れている	事後	新設
	IV 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託		十分である	事後	新設
平成31年4月1日	IV 5. 特定個人情報の提供・ 移転		特に力を入れている	事後	新設
平成31年4月1日	Ⅳ 6. 情報提供ネットワーク システムとの接続		特に力を入れている	事後	新設
平成31年4月1日	Ⅳ 7. 特定個人情報の保管・ 消去		特に力を入れている	事後	新設
平成31年4月1日	IV 8. 監査		自己点検、内部監査、外部監査	事後	新設

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IV 9. 従業員に対する教育・ 啓発		十分に行っている	事後	新設
令和2年4月1日	Ⅱ 1 いつの時点計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	しきい値判断の時点の修正で あり、重要な変更にあたらな い。
令和2年4月1日	Ⅱ 2 いつの時点計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	しきい値判断の時点の修正で あり、重要な変更にあたらな い。
令和2年7月29日	I 1 ②事務の概要	右記項目を追加。 内容は記載の通り。	< 令和3年3月からのオンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)の概要>	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
令和2年7月29日	I 1 ②システムの名称	⑥次期国保総合システムおよび国保情報集約 システム	⑥国保総合システムおよび国保情報集約システム	事前	時点経過に伴う名称変更であ り、重要な変更にあたらない。
令和2年7月29日	I 1 ②システムの名称	右記項目を追加。	⑦医療保険者等向け中間サーバー等	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
令和2年7月29日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第24条	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第 2項	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う追加であり、重要な変更にあたる。
令和2年7月29日	I 4 ②法令上の根拠	右記記載を追加。	〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認等システム稼働に伴う追加であり、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月25日	I 4②法令上の根拠	78、80、 81、87、88、93、95、97、106、109、 120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第 8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、 第15条、 第19条、第20条、第22条の2、第24条	8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、 第15条、 第19条、第20条、第22条の2、第24条 の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条 の2、 第43条、第44条、第46条、第49条、第5 3条、第55条の2 〈照会の根拠〉 ・番号法第19条第8号別表第2 42、43、44、45の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更にあたらない。
令和3年10月25日	I 5 ①部署	健康福祉局 生活福祉部 国民健康保険課	健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課	事後	組織改正による修正であり、 重要な変更にあたらない。
令和3年10月25日	I 7連絡先	堺市市長公室広報部市政情報課	堺市市長公室広報戦略部市政情報課	事後	組織改正による修正であり、 重要な変更にあたらない。
令和3年10月25日	I 8連絡先	健康福祉局 生活福祉部 国民健康保険課	健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課	事後	組織改正による修正であり、 重要な変更にあたらない。
令和3年10月25日	Ⅱ 1 いつの時点計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	しきい値判断の時点の修正で あり、重要な変更にあたらな い。
令和3年10月25日	Ⅱ 2 いつの時点計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	しきい値判断の時点の修正で あり、重要な変更にあたらな い。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月29日	Ⅱ 1 いつの時点計数か	令和3年4月1日	令和5年4月1日	事後	しきい値判断の時点の修正で あり、重要な変更にあたらな い。
令和6年1月29日	Ⅱ 2 いつの時点計数か	令和3年4月1日	令和5年4月1日	事後	しきい値判断の時点の修正で あり、重要な変更にあたらな い。